

少額投資非課税制度(ニ)一(サ)

NISAのご利用がさらに便利に!

お知らせ

平成27年1月より

NISA口座を開設する金融機関を 1年単位で 変更できるようになりました。(注)

(注) 金融機関を変更される場合、開設済みのNISA口座でその年の非課税管理勘定に投資信託等のご購入をされている場合、その年は他の金融機関にNISA口座を変更することはできません。



他の金融機関でNISAをご利用のお客さまでも
お手続きにより、当金庫でNISAがご利用いただけます。

NISA口座開設お手続き等のご相談承り中!

(お気軽に窓口へお問合せください。)

本パンフレットは平成26年度税制改正の内容等に基づいて作成したものです。今後、制度改正等により、変更となる可能性があります。

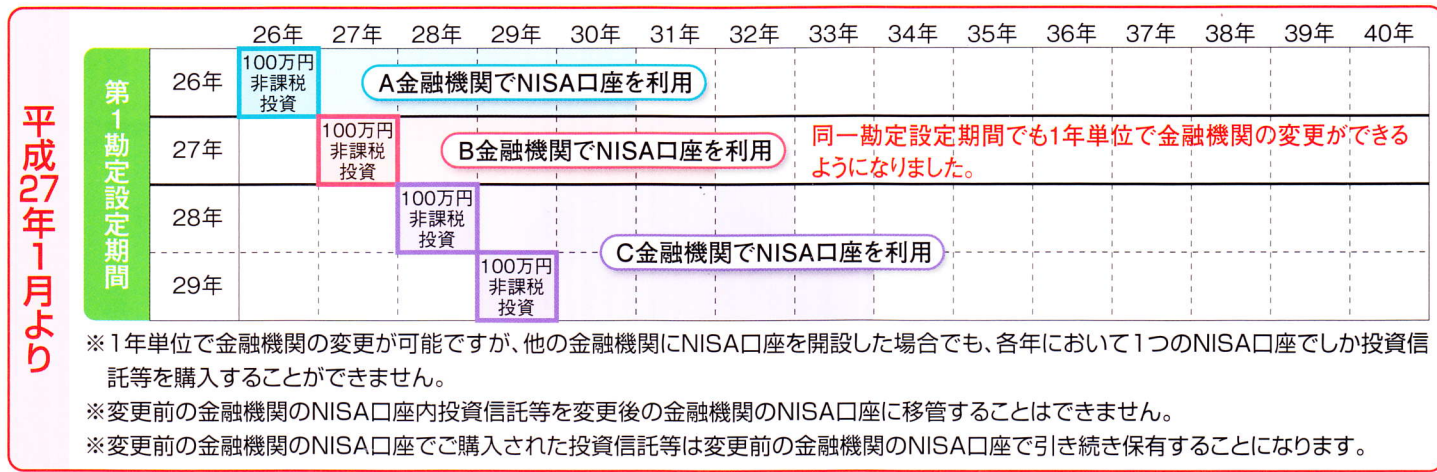
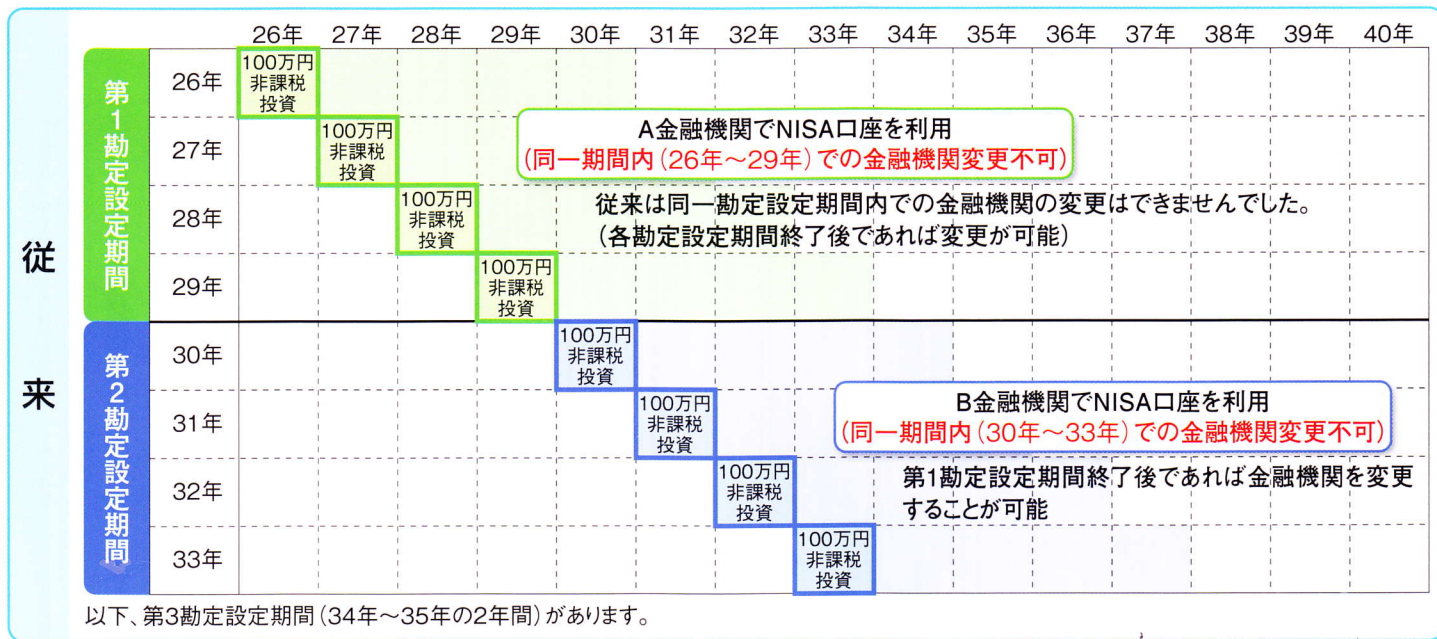
商号等：石巻信用金庫 登録金融機関
東北財務局長(登金)第25号

石巻信用金庫

平成27年1月

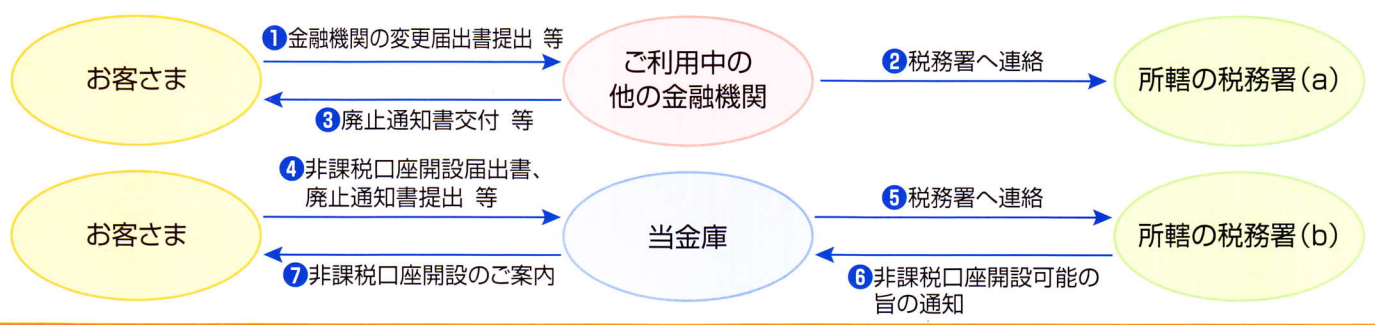
NISA口座を開設する金融機関は、従来、同一勘定設定期間内（最長4年）での変更はできませんでしたが、改正により一定の手続きの下で、1年単位での変更ができることとなりました。

また、一定の手続きの下で、同一勘定設定期間内におけるNISA口座廃止後の再開ができることとなりました。



NISA口座開設の金融機関変更手続きについて

NISA口座を他の金融機関から当金庫へ変更される場合(イメージ図)



〈投資信託にかかるご留意事項〉

- 投資信託は預金ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券(外国証券については為替変動リスクもあります。)等に投資しますので、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の買付手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年約2.036%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補充書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補充書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。